別紙３

令和８年度 有価証券報告書レビューの実施について

金融庁は、上場会社等から提出された有価証券報告書の記載内容の適正性の確保及び充実化の促進の観点から、各財務（支）局及び沖縄総合事務局（以下「財務局等」という。）と連携して、有価証券報告書レビューを実施しています。

令和８年度の有価証券報告書レビューについては、以下の内容で実施します。

なお、過去の有価証券報告書レビューにおいて、フォローアップが必要と認められた会社についても、別途審査を実施します。

１．審査の内容

（１）法令改正等関係審査

以下の法令改正事項等について、令和８年３月 31 日以降に終了する事業年度に係る有価証券報告書の全提出会社を対象として審査を行います。

〔法令改正事項等〕

- 令和６年４月に施行された重要な契約等の開示に関する「企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」*1
- 令和８年２月に施行された人的資本開示に関する「企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」

*1：令和７年４月１日以後に開始する事業年度に係る有価証券報告書では、令和６年４月１日前に締結された重要な契約等の開示の省略が可能な経過措置が適用されないため、前年度に引き続き法令改正等関係審査の審査対象とします。

（２）重点テーマ審査

以下のテーマに着目し、令和８年３月 31 日以降に終了する事業年度に係る有価証券報告書の提出会社の中から審査対象会社を選定します。

〔重点テーマ〕

- 人的資本に関する開示 *2

*2：令和８年２月に施行された人的資本開示に関する「企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」の適用にともない、有価証券報告書において開示される「従業員の状況等」に関する記載内容について提出会社による自主的な改善に資するよう審査します。また、有価証券報告書において開示される「サステナビリティに関する考え方及び取組」における人的資本に関する記載内容についても、同様に審査します。

（３）情報等活用審査

適時開示や報道、提供された情報等を勘案し、必要に応じて、令和８年３月期以降の事業年度に係る有価証券報告書の提出会社の中から審査対象会社を選定します。

２．審査の実施方法

（１）法令改正等関係審査

① 調査票の回答提出依頼

財務局等から審査対象会社に対し、法令改正等により有価証券報告書の記載内容が変更又は追加された重要な事項についての調査票の回答・財務局等への提出を順次依頼します。

なお、令和８年３月 31 日以降に終了する事業年度に係る有価証券報告書のレビューより、調査票に記載された調査項目の内容に対する回答提出を Microsoft Forms を用いて実施することを予定しています。

具体的な提出方法等については、所管の財務局等から原則として提出者用 EDINET に登録されている事務連絡者情報の E-mail アドレス宛に連絡する予定です。EDINET に登録されている事務連絡者情報が最新のものとなっているかについてご確認ください。

〔スケジュール〕

	財務局等から 審査対象会社への 提出依頼時期	審査対象会社から 財務局等への 提出期限
2026 年３月 31 日決算	2026 年６月中旬	2026 年７月 31 日（金）
2026 年４月決算	2026 年７月初旬	2026 年８月 17 日（月）
2026 年５月決算	2026 年８月初旬	2026 年９月 15 日（火）
2026 年６月決算	2026 年９月初旬	2026 年 10 月 15 日（木）
2026 年７月決算	2026 年 10 月初旬	2026 年 11 月 16 日（月）
2026 年８月決算	2026 年 11 月初旬	2026 年 12 月 15 日（火）
2026 年９月決算	2026 年 12 月初旬	2027 年１月 15 日（金）
2026 年 10 月決算	2027 年１月初旬	2027 年２月 15 日（月）
2026 年 11 月決算	2027 年２月初旬	2027 年３月 15 日（月）
2026 年 12 月決算	2027 年３月初旬	2027 年４月 15 日（木）
2027 年１月決算	2027 年４月初旬	2027 年５月 17 日（月）
2027 年２月決算	2027 年５月初旬	2027 年６月 15 日（火）
2027 年３月決算（３月 31 日除く）	2027 年６月初旬	2027 年７月 15 日（木）

② 回答の審査

審査対象会社から提出を受けた調査票の回答に基づき、法令等に照らして、有価証券報告書の記載内容を審査します。調査票の回答内容に不明点や疑問点がある場合には、別途質問を行います。

なお、審査の結果、有価証券報告書に適切ではないと考えられる記載内容等が見つかった場合には訂正又は次年度の有価証券報告書での改善を求める通知等を行います。

（２）重点テーマ審査及び情報等活用審査

① 質問票の送付

審査対象会社に対し、重点テーマ等についての個別の質問票を財務局等から順次送付します。なお、質問内容には、以下の観点も反映します。

- 法令及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準等への形式的な準拠性のみでなく、投資家にとって十分に明瞭で理解し得る記載となっているか
- 重点テーマ以外の関連する事項について、確認すべき点はないか（過去の重点テーマ審査において課題があった事項、法令改正事項など）
- 有価証券報告書以外の開示書類（半期報告書、内部統制報告書等）への影響はないか

② 回答の審査

財務局等より送付した質問票について、原則として２週間程度の期日内に回答を受け、法令及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準等に照らして、有価証券報告書の記載内容（会計処理を含む）を審査します。回答内容に不明点や疑問点が残った場合には、追加で質問を行います。

なお、審査の結果、有価証券報告書に適切ではないと考えられる記載内容等が見つかった場合には、訂正又は次年度の有価証券報告書での改善を求める通知等を行います。

（注）本有価証券報告書レビューにおける審査の終了をもって、有価証券報告書の記載内容の適正性が保証されるものではない点に留意してください。

また、証券取引等監視委員会と情報の共有を行う場合があります。

（参考）

有価証券報告書レビュー（概要）

○　有価証券報告書レビューは、有価証券報告書の記載内容の適正性を確保するとともに、記載内容の充実化の促進のための審査の枠組みであり、従来から、金融庁及び財務局等が連携して実施しています。

○　有価証券報告書レビューは、具体的には、法令改正等関係審査、重点テーマ審査及び情報等活用審査の３つを柱としています。

（１）法令改正等関係審査

法令改正事項等について行うもの。全ての有価証券報告書提出会社が対象となる。

（２）重点テーマ審査

特定のテーマに着目し、審査対象を選定した上で、より深度ある審査を行うもの。審査対象となる会社には、所管の財務局等から個別の質問票を送付する。

（３）情報等活用審査

上記に該当しない場合であっても、適時開示や報道、提供された情報等を勘案して行うもの。審査対象となる会社には、所管の財務局等から個別の質問票を送付する。

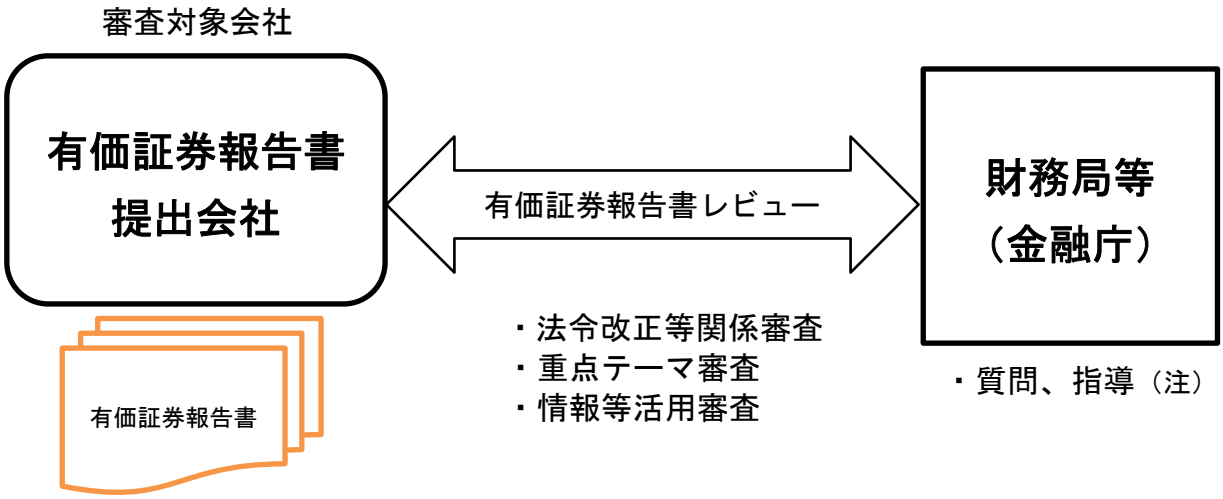

（注）必要な場合、金融商品取引法第 26 条に規定される報告徴取権限等が行使されることがあります。